

企画競争（プロポーザル方式）公示

次のとおり企画競争（プロポーザル方式）に付します。

令和7年 2月 6日

公立大学法人名古屋市立大学
理事長 郡 健二郎

1 企画競争（プロポーザル方式）に付する事項

- (1) 件 名 名古屋市立大学病院群における次期病院情報システム（名古屋市立大学病院、西部医療センター）構築業務
- (2) 業務場所 名古屋市立大学病院（桜山）
西部医療センター（西部）
- (3) 契約期間 令和7年5月1日から令和9年3月31日まで
- (4) 業務所管 公立大学法人名古屋市立大学 病院統括部 医療DX推進室

2 企画競争（プロポーザル方式）に参加する者に必要な資格

- (1) 本プロポーザルに係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 公立大学法人名古屋市立大学を普通地方公共団体であるとみなした場合に、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4第2項各号のいずれかに該当する事実があった後3年を経過しない者（当該事実と同一の事由により公立大学法人名古屋市立大学指名停止要綱（平成19年2月15日付18経営第44号）に基づく指名停止又は名古屋市から名古屋市指名停止要綱（平成15年3月5日付15財用第5号）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けている者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者でないこと。
- (3) 名古屋市と締結した契約に関して、施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当する事実があった後3年を経過しない者（当該事実と同一の事由により指名停止を受けている者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者でないこと。
- (4) 名古屋市から令和5年度及び令和6年度名古屋市競争入札参加資格（名古屋市契約規則（昭和39年名古屋市規則第17号）第3条第2項の規定により定めた競争入札参加資格をいう。）審査において申請区分「業務委託」内の「システム開発」又は「コンピュータ関連サービス」の競争入札参加資格を有すると認定された者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づく更生手続開始の決定後、(4)に掲げる名古屋市競争入札参加資格の認

- 定を受けている者を除く。) でないこと。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づく再生手続開始の決定後、(4)に掲げる名古屋市競争入札参加資格の認定を受けている者を除く。）でないこと。
- (7) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）又は商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）によって設立された事業協同組合等においては、当該組合の組合員が本公示に係る企画競争（プロポーザル方式）に参加しようとならない者等であること。
- (8) 本公示の日から優先交渉権者として選考される日までに、指名停止の措置を受けていない者であること。
- (9) 本公示の日から優先交渉権者として選考される日までに、名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書（平成20年1月28日締結）及び名古屋市が行う調達契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱（19財契第103号）に基づく排除措置の期間中の者でないこと。
- (10) ISO27001又はJISQ27001の資格を有する者であること。
- (11) 提案する電子カルテシステムは、過去5年間で、400床以上の医療機関で3件以上、かつ大学病院で1件以上の導入実績のあるパッケージであること。

3 実施要領等の配布

(1) 配布場所

実施要領等の配布資料の交付はホームページからのダウンロードとする。

アドレス：<https://www.nagoya-cu.ac.jp/announcement-news/>

4 対応窓口

〒467-8601 名古屋市瑞穂区瑞穂町字川澄1番地西棟6階

公立大学法人名古屋市立大学病院統括部医療DX推進室

電話：052-853-8466

電子メール：mdx-01@sec.nagoya-cu.ac.jp

担当：高橋、渡辺、大蔵

5 その他留意事項

- (1) 提出する書類の作成及び提出に要する費用は、提案を行う者の負担とする。
- (2) 提出された書類は、プロポーザルに係る書類の審査に使用する場合を除き、参加を表明した者に無断で使用しない。
- (3) 提出された書類の審査を行う際は、必要な範囲において参加を表明した者に通知することなく複製を作成することがある。

- (4) 様式2「参加願兼資格確認申請書」及び提案書等の提出後に辞退する場合は、様式3「参加辞退届」により届け出ること。
- (5) 提出された様式2「参加願兼資格確認申請書」及び提案書等は、返還しない。
- (6) 様式2「参加願兼資格確認申請書」及び提案書等の受理後の差し替え及び追加・削除は認めない。(本学から指示があった場合を除く。)
- (7) 本業務の実施にあたり、企画提案書に記載されたプロジェクトマネージャー、プロジェクトリーダーは特別の理由があると認められた場合を除き変更することができない。